

八重瀬町観光拠点施設 南の駅やえせ

出店事業者募集要項



八重瀬町観光拠点施設 南の駅やえせ 外観写真

令和7年度版

指定管理者：一般社団法人八重瀬町観光物産協会

1. 本事業の概要

当協会は、令和4年4月1日に、「八重瀬町の観光推進を図ることにより、地域経済の活性化及び町の自然や歴史・文化資源を保全・活用し、地域コミュニティの醸成に寄与すること」を目的に設立されました。翌年、令和5年4月1日には「南の駅やえせ」の指定管理事業者として、本施設の管理（運営）業務を八重瀬町から受託し、「観光部門」と「物産部門」によって、八重瀬町の「観光振興」と「地域振興」の主に2つの役割を担っています。また、南の駅やえせでは、農作物など生産農家の「直売所」、地域特産物や地域の工・民芸品などを販売する「地域物産館」としての役割も担っており、観光と物産の両面で地域に貢献できるよう推進しています。

1) 施設概要

名 称	八重瀬町観光拠点施設 南の駅やえせ
所 在 地	沖縄県島尻郡八重瀬町字具志頭659番地
施設設置者	八重瀬町
建物の概要	鉄筋コンクリート造 地上2階建 敷地面積 7,602㎡
駐 車 場	大型車6台、普通車86台

2) 営業概要

営 業 時 間	午前9時～午後6時まで
休 館 日	毎月第3火曜日、年末（12/31、1/1～1/3）、旧盆（ウンケイ）、4/1（棚卸）
施設管理者	一般社団法人 八重瀬町観光物産協会

3) 本施設の主な機能 *本協会の役割

主な機能	区分	主な取り組み
観光振興	観光関連イベント	やえせ桜まつりなどのイベント実施など
	観光情報の発信	町内の観光情報などの発信など
物産振興	農産物・特産販売	地域の作物や特産品の販売など
	販売促進や地域活性化	作物や特産品の販促や関連イベントの実施など
地域交流	多目的室・調理実習室	地域の活動や交流型の利用など
	館内やイベント広場	各種のイベント活動を通じた地域交流活動など
※他. 生活支援機能（行政窓口）、道の駅機能（公衆トイレ）、防災機能（備蓄）		

※定休日は八重瀬町観光物産協会との協議により定休日を定めることができます。

(6) テナント料

区画	面積	賃料(税込)	共益費(税込)	契約保証金
A 区画	11.3 m ²	33,900 (3,081)	16,500 (1,500)	月額賃料 3 ヶ月分 92,457
B 区画	10.5 m ²	31,500 円 (2,863)	16,500 (1,500)	月額賃料 3 ヶ月分 85,911

(7) 共 益 費 : 月額 16,500 円 (税込)

※共益費に含まれるもの (共用トイレ、清掃費、機械警備、共用設備など)

※社会情勢の変化により著しく共益費に含まれるコストが高騰した場合は
協議の上で、調整することがあります。

(8) 駐 車 場 : 1 台目 3000 円 / 月額、2 台目 1000 円 / 月額 (協会指定場所)

(9) 電気水道 : 月始めにテナント区画内に設置されている子メータを検針し、前月との差引分から算出し、電気と水道の使用料をご請求いたします。

※ガス使用の場合は直接、ガス供給事業者様とのご契約になります。

(10) 経費の負担区分 (設備工事費等)

- ・ 常設の設備 (什器等含む) 以外の設置や工事費については、事業者負担となります。
- ・ 出店者の過失、管理上の不備において生じた店舗常設の設備などの障害、破損等の補償及び補修費用は出店者の負担とします。
- ・ 退店する場合、出店者が施工・什器搬入・設置したものは全て撤去し、原状回復して引き渡すこととします。

※現状回復のため保証金を活用することもあります。

店舗常設の設備	テナント事業者の負担
給排水設備	厨房機器設備
ガス設備	常設以外の設備や什器類
換気設備	調理やサービスに必要な用具類など
防災設備	照明用電球や蛍光灯 (LED) の交換費用
基本照明設備	看板などの設置
給湯設備	
冷暖房設備	
常設什器 (二層シンク)	

※既存のエアコンが故障した場合は、原則的に「テナント事業者」によるご負担となります。

3. 応募資格

(1) 応募資格

次の条件を満たすものとします。

- ①原則として、県内に事業所を有する法人又は個人であること。
- ②営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
- ③安定した経営能力、優良なサービスの提供ができること。
- ④指定管理者や他の出店者と協調・協力ができること。
- ⑤本施設の設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。

次のいずれかに該当しないこと。

- a) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項のいずれかに該当する団体である及びその事実があった後の3年を経過してないこと(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする)
- b) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団・暴力団員又は暴力団準構成員等暴力団の維持・運営に協力し関与する者であると認められるとき。
- c) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営んでいる者。
- d) 応募の日において、現に八重瀬町の指名停止措置を受けている者。
- e) 応募の日において、破産手続き、更生手続き又は再生手続きが申し立てされている者。
- f) 法人及び代表者の固定資産税、住民税を滞納している者。(個人は代表者のみ)

(2) 使用条件

地域の食材を活かし、八重瀬町ならではのメニューの考案など、利用者の満足のいく飲食を提供し、八重瀬町の宣伝、施設の目的にあった使用ができること。

4. 審査基準

(1) 出店者の選定は、下記審査基準に基づき出店者選定委員会が行います。

申請者には、提出した申請書類に沿って１次書類選考、２次審査プレゼンテーションを行っていただきます。※但し、選定委員会によって２次審査は行わない場合がございます。

(2) 申請締切り後、選定委員会においていずれも不適切と認められた場合、第２次募集を行う場合があります。

評価項目	内容
経営理念やコンセプト対応	施設が意図する業種であり、互いに協力し協調して施設全体を魅力あるものにしていくこと
経営者・スタッフの経験資質	業界において経験を有し、マネジメント力や衛生管理及び接客などに精通した管理ができること
事業計画の妥当性	事業の実績あるいは経営者の経験から、計画する売上や収益の実現性や妥当性があるかどうか
メニューの開発	八重瀬町の原材料を使用したオリジナリティのある商品開発ができるか
八重瀬町への波及効果	営業活動や従業員の雇用において、八重瀬町に経済的な波及があるか
持続可能な計画	営業を続けていくために必要な計画で、資金調達などの計画を有しているか

5. 公募日程（案）

内容	日程
募集開始	令和７年８月２８日（木）
申請受付締め切り	令和７年９月１５日（月）
選定委員会（１次書類選考）	令和７年９月１７日（水）
プレゼンテーション（２次審査）	令和７年９月１９日（金）PM18：00～
選定結果通知	令和７年９月２５日（木）予定
店舗利用契約	令和７年１０月１日から

上記スケジュールは、変更となる場合がございます。

※お問合せ期間：募集開始日～申請受付締切３日前まで

※お問合せ方法：メールかＦＡＸにてお願い致します。

6. 申請その他

(1) 出店応募受付期間

- ① 受付期間 : 先行募集期間をご覧ください
- ② 受付時間 : 月曜日～日曜日 10:00 ～ 17:00
※但し、土・日・祝祭日は書類の受取りのみとなります。

(2) 申請書類

1) 出店申込書（様式1）

2) 事業計画書（様式2）

3) 添付書類

- ① 法人の場合は登記簿謄本又は団体の定款（個人の場合は不要）
- ② 代表者の身分証明書（住民票）
- ③ 納税証明書
※募集期間中に交付されたもので、主たる事務所のある市町村の直近の年度
※個人は、市町村民税、固定資産税、法人は、法人市民税、固定資産税

(3) その他

- ① 応募に係る一切の費用については、全て応募者の負担とします。
- ② 応募書類は日本語により作成するものとし提出された応募書類は返却しません。
- ③ 応募に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、当協会は本出店募集に関する報告等のため必要な場合には、応募書類の内容を無償で利用できるものとします。
- ④ 出店が決定した者は、誠意をもって当協会との協議に臨むものとします。
- ⑤ 契約期間中に、店舗閉店の申し出がある場合には、閉店予定月末から3ヵ月前に、所定の手続きをもって届出を本協会の事務局にご提出ください。

(4) 提出部数 2部

(5) 受付場所、問い合わせ

上記の書類を揃え、下記まで持参して下さい。

八重瀬町観光物産協会（八重瀬町観光拠点施設指定管理者）

郵便番号：901-0512 沖縄県八重瀬町字具志頭659番地

電話番号：098-998-3300 FAX 番号：098-998-6600

Eメール：soumu@yaese-kankou.com

担当部署：八重瀬町観光物産協会事務局